許可番号　００３２１１０３４６１

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　岩手県滝沢市篠木黒畑５６番地１

氏　名　　丹内建設株式会社　代表取締役　丹内　心一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事　達　増　拓　也

許可の年月日　　平成３０年　５月　２日

許可の有効年月日　　平成３５年　５月　１日

１．事業の範囲
（１）中間処理（破砕処理）
　取扱う産業廃棄物
　・木くず（自然木に限る。）
以下余白
（２）中間処理（移動式破砕施設による破砕処理）
　取扱う産業廃棄物
　・木くず（自然木に限る。）
以下余白

２　事業の用に供するすべての施設
（１）破砕施設（固定式）
ア　設置場所　　岩手県岩手郡雫石町第３１地割字笹森８９番１、８９番２、１２４番４５
イ　設置年月日　　平成１４年１１月２６日
ウ　処理能力　　木くず（自然木に限る。）　　281.6t／日（35.2t／時間）
エ　設置許可年月日　平成１４年９月２６日
オ　設置許可番号　　第１－６号
カ　保管施設　　別表のとおり
（２）移動式破砕施設（移動式）
ア　設置場所　　盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県岩手郡雫石町第３１地割字笹森８９番１、８９番２、１２４番４５）
イ　設置年月日　　平成１４年１１月２６日
ウ　処理能力　　木くず（自然木に限る。）　　281.6t／日（35.2t／時間）
エ　設置許可年月日　平成１４年９月２６日
オ　設置許可番号　　第１－６号
以下余白

３．許可の条件
移動式破砕施設による破砕処理を行う場合には次によること。
(1)　日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
(2)　午後７時から翌日の午前７時までの間は作業を行わないこと。
(3)　敷地境界における騒音の大きさを８５デシベル以下とすること。
(4)　敷地境界における振動の大きさを７５デシベル以下とすること。

（以下、裏面記載）

(5)　粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
以下余白

４．許可の更新又は変更の状況
平成１５年　５月　２日　当初許可
平成２０年　５月　２日　更新許可
平成２５年　５月　２日　更新許可
平成２７年　４月１４日　変更届出書受理（代表者を丹内清光から変更したこと。）
平成３０年　５月　２日　更新許可
以下余白

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　無
以下余白

（以下、2枚目記載）

別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県岩手郡雫石町第３１地割字笹森８９番１、８９番2、１２４番４５

施設区分	保管高さ m	保管面積 m^2	保管体積 m^3	保管重量 t	備　　考
処分前保管	1.5	800	1,100	943.5	屋外保管
処分後保管	－	435.24	646.54	－	屋内保管

以下余白